

「新田町よこよこ会」会則

1. 目的

新田町地区の住民の内、ひとり暮らし高齢者及び高齢者夫婦のみ世帯等（以下「地域高齢者」という。）の、日常生活における困りごとなどにより支援を必要とする地域高齢者（以下「利用者」という。）に、地域住民や身近な人々等で結成する「新田町よこよこ会」（以下「よこよこ会」という。）の会員が、本会則により、可能な範囲の中で円滑に支援活動を行うことができるようにすることを目的とする。

2. 会員

よこよこ会の会員は、前項の目的に賛同するサービス提供者として、申込み（様式第1号）により入会するものとする。入会にあたっての入会金や会費は無料とする。

3. 会員証

会員は、その身分を明らかにするために活動中は名札（会員証・様式第2号）を携帯しなければならない。

何らかの事情により会員でなくなった場合は、会員証を返却することとする。

4. 会員の活動内容

- ① 支援サービスの実施、報告
- ② 会員相互の情報交換、研修
- ③ その他目的達成に必要な活動

5. 費用

会員が支援サービスを実施した場合に、100円（30分ごと）を基準として費用を支給する。また、支援活動に必要な備品等は実費支給とする。

6. 秘密の保持

よこよこ会は、活動上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

7. ボランティア活動保険

よこよこ会活動中の事故により、会員が負傷をした場合や、利用者に怪我をさせたり、利用者の財物を損壊してしまい損害賠償問題が生じた場合に役立つ保険として、ボランティア活動保険に加入することとする。（宮城県社会福祉協議会）

8. よこよこ会のシステム

地域住民が主体となって地域のニーズに気づき支援活動するためのシステムを別添フローチャートのとおりとする。

9. 会議

よこよこ会に取り組むにあたって、毎月第3月曜日に開催する。

- ① 会議は会長が招集する。
- ② 会議の役割は情報交換や活動内容の確認など。

10. 会計

よこよこ会の経費は、各助成金及びその他の収入をもって充てる。

11. 会計年度

よこよこ会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

12. 活動報告

会計年度終了後の会議にて、活動報告及び収支報告をする。

13. 庶務

よこよこ会の庶務は、社会福祉法人一視同仁会事務局が行うものとする。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。